

権限の委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲、
委任の期間及び報告の期間

(令和8年5月21日時点)

事業所管大臣	委任しようとする事務の範囲 (個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第26条第1項、第146条第1項、第162条において読み替えて準用する民事訴訟法(平成8年法律第109号)第100条第1項、第101条、第102条の2、第103条、第105条、第106条及び第108条、第163条並びに第164条の規定による権限に関する事務のうち、次に掲げる事業に係るもの)	委任の期間	報告の期間
内閣総理大臣 (内閣府本府)	株式会社地域経済活性化支援機構	令和8年 4月1日 から令和 9年3月 31日まで	① 法第26条第1項の規定による権限行使:直ちに ② ①以外の権限行使:1月を経過するごと(ただし、個人情報取扱事業者等に、法第4章第2節から第4節までの規定に違反する行為があると認めるときは、直ちに)
内閣総理大臣 (金融庁)	金融庁所管業者 (一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を越えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。)		
内閣総理大臣 (警察庁)	警察共済組合		
国家公安委員会	犯罪被害者等早期援助団体及び暴力追放運動推進センター		
内閣総理大臣 (復興庁)	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
総務大臣	電気通信業、放送業、郵便事業、信書便事業、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構		
法務大臣	債権管理回収業及び公証業務		
財務大臣	為替取引分析業者(※)、株式会社日本政策投資銀行、株式会社商工組合中央金庫、生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構、日本投資者保護基金、銀行等保有株式取得機構、株式会社地域経済活性化支援機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 ※ 資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)第2条第18項第1号に掲げる行為を業として行う者に限る。		

厚生労働大臣	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構及び株式会社地域経済活性化支援機構		
農林水産大臣	農業協同組合、農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第11号又は第12号の事業を行うものを除く。）、漁業協同組合、漁業生産組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林中央金庫、JAバンク支援協会、JFマリンバンク支援協会、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、特定信用事業代理業者、特定信用事業電子決済等代行業者、農林中央金庫代理業者及び農林中央金庫電子決済等代行業者		
経済産業大臣	信用保証協会、前払式割賦販売業、前払式特定取引業、商品先物取引業、商品先物取引仲介業、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社商工組合中央金庫、指定信用情報機関及び認定割賦販売協会		
国土交通大臣	宅地建物取引業、マンション管理業、賃貸住宅管理業及び特定転貸事業者等（※）、不動産特定共同事業、不動産鑑定業並びに住宅宿泊管理業 ※ 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和2年法律第60号）第28条に規定する特定転貸事業者等を行い、特定転貸事業者又は勧誘者（特定転貸事業者が特定賃貸借契約の締結についての勧誘を行わせる者をいう。）を指す。		